

構内舗装・排水設計基準（平成27年版）【概要】

■目的・概要

構内舗装及び構内排水の設計に関し、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的に、「官庁施設の基本的性能基準」に定める性能の水準（例えば、構内舗装に係る耐久性や凍害等に対する外部空間の安全性の確保）を満たすための標準的な手法や技術的事項を定めたものです。

■主な内容

- ・ 構内舗装の設計について
 - ・ 交通条件（想定される構内を通行する車両の重量ごとの通過台数から求める）と基盤条件を設定し、舗装断面を簡易に決定する手法
 - ・ 交通条件が厳しい場合（例えば、大型車両の通過台数が多いことが想定される場合）や特殊な工法等の場合に、構造計算により舗装断面を設計する手法
- ・ 構内舗装の材料について（各舗装に対応する材料）
- ・ 構内排水計画（雨水の排水設計、排水経路の計画など）
- ・ 雨水排水設備の設計について（側溝の種類、断面積の計算方法など）

■主に使用する時期

- ・ 設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・ 設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・ 本基準で示された材料や計算方法等に基づき、各部の設計を行います。
- ・ 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、本基準を確認します。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、に対する事項]

- ・ 本基準を適用する際に必要となる具体的な事項は「構内舗装・排水設計基準の資料」に示されていますので、併せて参考として下さい。【発】【設】
- ・ 構内舗装の設計にあたり、想定される車両の重量ごとの通過台数を定めるとともに、路床のCBR試験を実施して、交通条件、基盤条件を設定する必要があります。【発】【設】
- ・ 構内排水計画にあたり、地方公共団体の条例等により、雨水貯留浸透施設の設置を義務づけ又は推進しているかどうか確認する必要があります。【発】【設】